

# 三重県伝統産業物価高騰対策支援金

全国的に規模縮小が継続している伝統産業において、県内でも事業者数の減少などの課題に直面しているなか、昨今の原材料価格の高騰により、伝統産業事業者はさらに厳しい環境に置かれています。

この状況をふまえて、伝統産業の継続を下支えするため、原材料価格の高騰にかかる県独自の支援金を交付します。

## 1 対象事業者

- ・国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者
- ・県指定伝統工芸品の指定事業者

詳しくは、[三重県HPに掲載の申請要項・Q&Aを参照してください](#)

## 2 交付金額

1 事業者あたり、**10万円**（定額）を交付

## 3 主な交付要件

※申請にあたっては、必ず申請要項を確認してください

- (1) **国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者** もしくは **県指定伝統工芸品の指定事業者** であること
- (2) **令和4年11月30日以前から開業**しており、申請日時点において伝統工芸品の製造を行っていること
- (3) **令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月**において、**原材料価格が、前年又は前々年の同月と比べて、増額**していること

## 4 申請期間と提出方法

### 郵送又はオンライン申請

令和5年**10月27日(金)**から**12月22日(金)**まで（消印有効）

【郵送先】〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部県産品振興課 宛

※ 封筒オモテ面に「**伝統産業支援金 申請書在中**」とご記載ください

### 【オンライン申請】

以下URLより三重県HPにアクセスし、「8 申請書の提出方法 (2)オンラインによる申請」に記載の申請フォームにアクセスし、必要書類を提出してください。

※指定区分や事業者の形態により、申請に必要な書類が異なります。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/EIGYO/HP/p0011600019.htm>



## 5 申請に必要な主な書類

- 三重県HPに掲載している申請要項を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください

※ このほかにも、指定区分や事業者の形態(法人、個人事業者、任意団体)によって申請に必要な書類が異なりますので、申請の際には必ず三重県HPの申請要項等をご確認ください

① 交付申請書	申請者情報等を記入
② 請求書	振込先情報や発行責任者及び担当者を記入
③ 誓約書	法人の場合は法人の代表者、個人事業者の場合は本人が自署
④ 原材料の価格高騰が分かる書類	原材料を購入したことが分かる、注文伝票、レシート、請求書等の書類の写し ・(高騰後)令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月 ・(高騰前)上記期間の前年又は前々年の同月
⑤ 確定申告書の写し	收受日付印が必要。 e-Taxを通じた申請の場合、受信通知を提出
⑥ 本人確認書類 又は 履歴事項全部証明書	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの(個人事業者の場合) 履歴事項全部証明書(法人の場合)
⑦ 通帳の写し	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ

## 6 申請要項・申請様式等の入手方法

以下URLより、三重県庁のHPへアクセスし、ダウンロードしてください。

(URL) <https://www.pref.mie.lg.jp/EIGYO/HP/p0011600019.htm>



インターネット環境にない場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

## 7 問い合わせ先

本支援金に関するご質問等は、以下連絡先までお問い合わせください

【連絡先】

三重県雇用経済部県産品振興課

電話番号: 059-224-2336

受付時間: 8時30分から17時15分まで ※土日祝、12/29~1/3を除く